

障 福 第 356 号  
令和4年6月24日

身体障害者福祉法第15条指定医師  
(心臓機能障害) 様

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課長

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について

このことについて、令和4年5月25日付け障企発0525第1号により、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長から、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

また、今回の改正内容を反映した指定医師の手引きの改定は、後日検討いたしますので別途お知らせします。

担 当 手帳手当班  
電話番号 054-221-3686

障企発0525第1号  
令和4年5月25日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
（ 公 印 省 略 ）

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について

今般、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の別紙の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

- 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項] ～[肢体不自由] （略）</p> <p>[心臓機能障害]</p> <p>（質疑）</p> <p>1. 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満18歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18歳以上用」と「18歳未満用」のどちらを用いるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>それぞれ「18歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能である。</p> <p>2～10 （略）</p> <p><u>（質疑）</u></p> <p><u>11. （質疑）1において、新規で手帳申請した場合の取扱いについて示されているが、再認定の場合における診断書や認定基準も同様の取扱いとなるのか。</u></p> <p><u>（回答）</u></p> <p><u>同様である。</u></p> <p>[じん臓機能障害]～[肝臓機能障害]</p> <p>（略）</p>	<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項] ～[肢体不自由] （略）</p> <p>[心臓機能障害]</p> <p>（質疑）</p> <p>1. 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満18歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18歳以上用」と「18歳未満用」のどちらを用いるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>それぞれ「18歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能である。</p> <p>2～10 （略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>[じん臓機能障害]～[肝臓機能障害]</p> <p>（略）</p>

(改正後全文)

障企発第 0227001 号

平成 15 年 2 月 27 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

### 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について

身体障害認定の取扱いについては、平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」及び平成 15 年 1 月 10 日障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」により示し、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたところである。

これにより、身体障害認定基準及び身体障害認定要領のうち、今回の改正部分に係る疑義回答の多くが平成 15 年 4 月 1 日以降は無効となることや、その他の疑義回答においても内容を整理する必要があることから、これらの疑義回答に関する下記の通知を平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止するとともに、標記については本通知の別紙において「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」として取りまとめ、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたので、内容を十分にご理解の上、管下の関係諸機関への周知等その取扱いに遺憾なきようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置付けられるものである。

### 記

- ・ 障害の認定について（昭和 34 年 4 月 17 日更発 59 号）
- ・ 肢体不自由に係る障害認定について（昭和 45 年 5 月 28 日社更第 47 号）
- ・ 肢体不自由に係る障害認定について（昭和 47 年 3 月 23 日社更第 38 号）

- ・肢体不自由に係る身体障害者の障害認定について（昭和 49 年 10 月 11 日社更第 136 号）
- ・身体障害者手帳の障害程度の決定について（昭和 50 年 7 月 18 日社更第 100 号）
- ・身体障害者手帳交付に関する疑義について（昭和 50 年 7 月 18 日社更第 100 号）
- ・身体障害者の障害認定について（昭和 50 年 8 月 4 日社更第 103 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定に関する疑義について（昭和 53 年 12 月 27 日社更第 146 号）
- ・身体障害者の障害程度認定について（昭和 54 年 2 月 13 日社更第 14 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定に関する疑義について（昭和 54 年 6 月 28 日社更第 88 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 54 年 12 月 6 日社更第 185 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 55 年 1 月 8 日社更第 3 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 55 年 5 月 21 日社更第 87 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 55 年 9 月 1 日社更第 152 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 56 年 4 月 18 日社更第 55 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 56 年 12 月 3 日社更第 191 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 57 年 4 月 1 日社更第 55 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 57 年 6 月 7 日社更第 111 号）
- ・身体障害者障害程度等級の認定等の取扱いについて（昭和 59 年 10 月 25 日社更第 170 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定に関する疑義について（昭和 62 年 10 月 23 日社更第 224 号）
- ・呼吸器機能障害の障害認定について（昭和 62 年 10 月 23 日社更第 225 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（平成 4 年 10 月 12 日社援更第 57 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（平成 5 年 3 月 30 日社援更第 88 号）